

4. 第1項の料金は道路事業者の請求データに基づくものとし、E T C法人会員は当該請求データの金額を所属団体を經由して当社に支払うものとしま
す。道路事業者の請求データに疑義がある場合は、E T C法人会員と道路事業者間で解決するものとし、E T C法人会員は当社に対する支払義務を免れないものとしま
す。

5. 前四項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により道路事業者が自ら料金を徴収する場合、E T C会員は、当社が道路事業者に対して料金の徴収に必要な情報を提供することがあることについて予め承諾するものとしま
す。

6. 所属団体がE T C法人会員に代わって当社に対して支払うべき支払金について、E T C法人会員から所属団体への入金の有無にかかわらず、所属団体から当社への支払いがなされなかつた場合、当社は当該料金を直接E T C法人会員へ請求できるものとし、E T C法人会員はこれに応じるものとしま
す。

7. 所属団体は、本カードの発行ならびに利用にともない発生する本カード年会費（本カードの発行枚数によって異なる。）、およびE T Cカード利用データ還元手数料をE T C法人会員に代わって当社に支払うものとしま
す。

第8条（所属団体との精算等）

1. E T C法人会員は、前条の立替金および第6項に定めるソリューションサービ
ス料を所属団体の請求に従い、所属団体に支払うものとしま
す。ただし、前条に定める所属団体の当社に対する立替払いがなされなかつた場合、E T C法人会員は所属団体に対する支払の有無にかかわらず、当社所定の方法により当社に直接、本カード利用代金を支払うものとしま
す。

2. 所属団体は、E T C法人会員に対して以下のとおり立替金を請求するものとし
ま
す。

マイレージサー ビス適用利用額 請求方法	所属団体は、本カードにおけるマイレージサー ビス利用代金実額を税込請求金額としてE T C法人 会員に請求するものとしま す。（マイレージポイント還元無料走行分は請求いた しません。）
マイレージサー ビス適用外利用 額請求方法	所属団体は、本カード利用におけるマイレージサ ービスの適用外利用料金の実額をE T C法人会員 に請求するものとしま す。

3. 当社は所属団体に対しE T C会員の道路事業者の請求データに基づくE T C利
用詳細データを預託するものとしま
す。所属団体は当社より受領したE T C利用デ
ータに基づき前項の立替金を算出し、E T C法人会員へ請求するものとしま
す。

4. E T C利用詳細データの扱いに関し、所属団体は所属団体の責任において厳正
に管理するものとしま
す。

5. E T C利用詳細データに疑義がある場合は、E T C法人会員、所属団体および
道路事業者間で解決するものとしま
す。

6. E T C法人会員は、所属団体が提供するソリューションサービスの対価（以下
「ソリューションサービス料」といいます。）として、別表記載の料金を第1項に従
い所属団体に対し支払うものとしま
す。

第9条（本カードの退会）

1. E T C法人会員は、理由の如何を問わず本カードの利用を停止する場合は、所
属団体に対して所属団体および当社が定める書面にて届け出るとともに、当該カード（以下「利用停止カード」といいます。）を所属団体を經由して当社に返還するものとしま
す。

2. 所属団体は、E T C法人会員から利用停止の届け出を受領し、かつ、利用停止
カードの返還を受けた場合、直ちに道路事業者に対してマイレージサービスの解約
を依頼するものとしま
す。

第10条（利用停止措置）

1. 当社は、E T C会員が本規約もしくは会員規約その他関連諸規約の各条項の一
に違反した場合、本カードの使用状況が適当でないと判断した場合、E T C法人会
員もしくは所属団体より当社への支払がなされないと当社が判断した場合、または
第17条第1項により同条項に定める本契約が解除された場合、E T C会員に通知
することなく本カードの利用停止の措置をとることができるものとし、E T C会員
は予めこれを承諾するものとしま
す。

2. J C B等は、本カードの利用停止の措置による道路上での事故に関し、これを
解決しもしくは損害を賠償する等の責任を一切負わないものとしま
す。

第11条（カードの処分）

1. E T C法人会員は、有効期限の失効した本カードについては、所属団体を經由
して当社に返還するものとしま
す。

2. E T C法人会員は、第9条第1項に定める本カードの返還および前項に定める
カードの返還を遅延し、それによって当該カードが使用された場合には、利用金額
全額を第7条および第8条の定めに従い所属団体を經由して当社に支払うものとし
ま
す。

第12条（カードの破損）

1. E T C法人会員は、本カードに変形、破損、接触不良等が生じた場合は、所属団
体に対して所属団体および当社が定める書面にて届け出るとともに、当該カードを
所属団体を經由して当社に返還するものとしま
す。

2. J C B等は、J C B等が適当と認める場合に限り、破損に伴う本カードの再発
行を行うものとしま
す。

第13条（カードの紛失・盗難）

1. E T C会員は、本カードの紛失・盗難にあったときは、速やかに所属団体およ
び当社に連絡の上、所轄の警察署または交番にその旨を届出るとともに、当社所定
の届出書を所属団体を經由して当社に提出するものとしま
す。

2. 本カードの紛失・盗難については、会員規約の「カードの紛失、盗難による責任
の区分」に関する規定が準用されるものとし、他人による使用について所属団体は
一切の責任を負わないものとしま
す。また、本カードを車内に放置していた場合、
紛失・盗難等について重大な過失があったものとみなしま
す。

3. E T C法人会員は、本カードの紛失・盗難等が発生した場合においては、所属
団体にE T Cマイレージサービスの利用停止の申し出をおこなうものとし、この場
合、当該申し出にかかるユーザー登録において登録されたE T Cカードの利用につ
いてポイント付与が適用されないことをあらかじめ承諾しま
す。所属団体および両
社は、第三者の不正利用によるポイントの還元および利用停止を申し出たユーザー
登録において登録されたE T Cカードの利用がポイント付与の対象とならないこと
などについて、一切の責任を負わないものとしま
す。

4. 前項に拘らず、本カードの紛失、盗難時よりE T C会員の届出に基づき道路事
業者が当該カードの利用停止措置を行うまでの間に他人が利用した還元額はE T C
法人会員が負担するものとしま
す。

第14条（善管注意義務）

E T C会員は、本カードの利用に関し不正が起らないよう善良な管理者の注意を
もって本カードの管理にあたるものとしま
す。また、E T C法人会員は、自ら本規
約を遵守するほか、E T Cカード使用者をして本規約を遵守させる義務を負うもの
とし、E T Cカード使用者が本規約に違反した場合には、当社に対し、連帯して責
任を負うものとしま
す。

第15条（情報の共有）

所属団体、J C B等は、円滑なソリューションサービスを行うにあたり、ソリュー
ションサービスの運用に必要な範囲においてE T C会員ならびに本カード利用内容
等の情報を互いに共有するものといたしま
す。

第16条（道路事業者への情報提供）

E T C法人会員は、以下に定めるE T C法人会員の情報を以下に定める目的でJ C
B等が道路事業者に対して通知、提供する場合があることに同意するものとしま
す。(1) 所属団体またはE T C法人会員が、E T Cマイレージ登録（本項にお
いて変更登録を含む。）に際して本カードの会員番号を誤って登録した場合に、道路
事業者が当該E T C法人会員のユーザー登録を有効に完了するため、J C B等がE
T C法人会員に代わって道路事業者に対し、当該E T C会員の氏名および会員番号
にかかる情報を通知すること。(2) 第7条第5項の場合において、道路事業者が
自ら料金を徴収するため、J C B等が道路事業者に対し、E T C法人会員の氏名、住所、電話番号その他E T C法人会員が両社に届け出た当該E T C法人会員の連絡先に関する情報を提供すること。

第17条（契約解除）

1. E T C法人会員が次の各号の一に該当するときは、所属団体、J C Bおよび当
社はそれぞれ、通知・催告その他の手続きを要せず直ちに本規約および会員規約そ
の他関連諸規約に基づく契約（以下「本契約」という。）を解除できるものとしま
す。E T C法人会員はいずれの場合においても所属団体、J C Bおよび当社所定の方
法により本カードの解約手続きを行うとともに、本カードを直ちに所属団体を經由
して当社に返還するものとしま
す。ただし、この場合、所属団体、J C Bおよび当社
それぞれのE T C法人会員に対する損害賠償の請求を妨げません。(1)入会時に虚偽の申告をしていたことが判明したとき。(2)E T C法人会員が本規約に基づく利用資格を喪失した場合。(3)E T C会員が本規約もしくは会員規約その他関連諸規約の各条項の一に違反し、または本カードもしくはカード情報の使用状況が適当でない所属団体、J C Bまたは当社が判断した場合。(4)J C B等が有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過したとき。(5)所属団体および両社間で別金定める「E T Cソリューションサービス提携契約」が不成立もしくは無効となり、または理由のいかんを問わず終了した場合。(6)提携金融機関の当社に対する本件保証が不成立もしくは無効となり、または理由のいかんを問わず効力を失った場合。(7)小切手または手形の不渡りを1回でも発生させるなど支払停止状態になったと

き。(8)破産、特定調停、会社整理開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくはその他倒産手続開始の申立がなされたとき。(9)差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。(10)事業の全部もしくは重要な一部を譲渡し、またはその決議をしたとき。(11)競売を申し立てられ、または仮登記担保契約に関する法律第2条に基づく通知を受けたとき。(12)営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき。(13)経営が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があると乙が判断したとき。(14)前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたと所属団体、J C Bまたは当社が判断したとき。(15)その他、所属団体、J C Bまたは当社が必要と判断したとき。2. E T C法人会員が本契約を解約し、または本契約が解除された場合、当該法人会員に貸与されていた本カードは全て失効しま
す。

第18条（契約解除時の措置）

前条の定めに基づき本契約が解除された場合は、E T C法人会員は所属団体または
当社に対する残債務全額を支払うものとしま
す。

第19条（情報・カード管理）

所属団体およびJ C B等は、本規約に基づき取扱われるE T C法人会員の情報およ
び本カードの管理に関し、善良なる管理者の注意をもって所定の方法にて厳正に管
理し、情報漏洩の防止、目的外利用の禁止等プライバシー保護の徹底および管理物
の紛失、滅失、盗難等の防止をはかることとしま
す。

第20条（類似行為）

E T C法人会員および所属団体は、本規約と同一趣旨の契約を所属団体およびJ C
B等以外の第三者と締結する場合、事前に書面にて所属団体およびJ C B等に通知
し、承諾を得るものとしま
す。

第21条（秘密保持）

1. E T C法人会員、所属団体およびJ C B等は、本規約の履行に関し知り得た相
手方の技術上、営業上の一切の秘密を第三者に漏洩しないものとしま
す。

2. E T C法人会員、所属団体およびJ C B等が前項に違反し、相手先に損害が生
じた場合、秘密を漏洩した者は、その一切の損害を賠償するものとしま
す。

第22条（免責）

1. 所属団体およびJ C B等は、E T C会員に対して、事由の如何を問わず、本カ
ードの利用代金決済に関する事項を除き、ソリューションサービス、E T Cシステ
ム、車載器、道路上での事故および車載器に関する一切の紛議に関し、これを解決
しもしくは損害を賠償する等の責任を一切負わないものとしま
す。E T C会員は、車両の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ず本カ
ードの作動確認を行うものとしま
す。作動に異常がある場合には、本カードの使用を中
止し、直ちに所属団体または当社に通知するものとしま
す。

2. 所属団体およびJ C B等は、本カードの機能不良に基づく、E T C会員の損失、
不利益に関して一切の責任を負わないものとしま
す。

3. 所属団体およびJ C B等は、本カードに付帯される道路事業者所定のサービス
等に基づく、E T C会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとしま
す。

第23条（合意管轄）

E T C会員、所属団体およびJ C B等は、本規約に関する一切の訴訟について、東
京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意しま
す。

第24条（本規約の改定）

1. 将来、本規約が改定され、所属団体およびJ C B等がその内容を書面その他の
方法により通知した後にE T Cカード使用者のいずれかが本カードを利用したこと
により、E T C法人会員が当該改定内容を承認したものとみなしま
す。

2. 本規約と会員規約が相違する場合は、本規約が優先されるものとし、本規約に
定めのない事項については会員規約によるものとしま
す。

3. 本規約において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の
意味を有するものとしま
す。

※本規約は、E T C会員のソリューションサービス利用について適用されます。な
お、当社がJ C Bの場合には、本規約における「当社」および「J C B等」は、い
ずれも「J C B」と読み替えて適用されます。

第1条別表 所属団体が実施するサービスの内容	
1. 新規で本カードを発行し、マイレージサービスを利用する場合	
本カードの申し込 み	E T C法人会員から受領したカード申込書に基 づき、J C Bへの本カード申し込みを行います。
マイレージサー ビスの登録	マイレージサービスの利用に必要なマイレージ 登録を行います。
マイレージポイン トおよび還元額の 管理	カードの利用に応じたマイレージポイントの管 理を行います。また、ポイントを所定の還元額に 交換し、交換した還元額の管理を行います。
2.本カードを紛失した場合	
道路事業者への指 示	・E T C法人会員から受領したカード紛失届に 基づき、道路事業者に対しマイレージサービス 利用停止および還元額利用停止の指示を行いま す。 <p>・本カード再発行後、道路事業者に対して変更依 頼書を提出し、マイレージ登録情報（カード番 号）の変更指示を行うと同時にマイレージポ イントおよび還元額の残高移行手続きの指示 を行います。</p>
カード再発行手続 き	E T C法人会員から受領したカード紛失届に基 づき、J C Bに対して本カードの利用停止なら びに再発行の指示を行います。
3.本カードを利用した場合	
カード利用代金の カード発行会社へ の立替払い	当カード利用代金相当額（立替金）をE T C法人 会員に代わりカード発行会社に支払います。
各種手数料の支払 い	本カードの発行および利用にともない発生する カード年会費、E T Cカード利用データ還元手 数料をE T C法人会員に代わりカード発行会社 に支払います。
E T C法人会員へ のカード利用代金 の請求	1. マイレージサービス適用利用額の請求方法 <p>所属団体は、本カードにおけるマイレー ジサービス適用の利用代金実学を税込請 求金額としてE T C法人会員に請求しま す。</p> <p>2. マイレージサービス適用外利用額の請求方法 <p>本カードにおけるマイレージサービスの 適用外利用料金の実額をE T C法人会員 に請求しま す。</p></p>

第8条別表 所属団体に支払う「ソリューションサービス料」の詳細		
月間通行料金利用総額	データ解析料率	
150万円未満	2.0%	
150万円以上 ～ 200万円未満	1.5%	
200万円以上 ～ 300万円未満	0.75%	
300万円以上	0.5%	

※内税 少数点以下切り捨て